

定額減税とは

- 2024年6月以降、各従業員の給与/賞与等において住民税と所得税が減税されます。

所得税

- 令和6年6月1日時点で国内に居住中、かつ甲欄適用者*である従業員に対して、以下の金額が所得税から減税されます。

扶養控除等申告書を提出している給与所得者

- 給与/賞与等の支給対象者本人 : 3万円
- 本人の同一生計配偶者または扶養親族 : 1人につき3万円

日本に居住している方
に限ります。

↑16歳未満の扶養親族も含めます。

住民税

- 令和6年1月1日時点で国内に居住しており、かつ令和5年の年収が2,000万円以下の従業員に対して、以下の金額が令和6年度住民税*のうち所得割から減税されます。

- 給与/賞与等の支給対象者本人 : 1万円
- 本人の控除対象配偶者または扶養親族 : 1人につき1万円

日本に居住している方
に限ります。

↑16歳未満の扶養親族も含めます。

扶養親族について

令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書										
所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ)	あなたの姓氏	あなたの生年月日 西暦(西暦記入用)	年 月 日	扶養の場合は扶養の姓氏 あなたの姓氏	扶養の生年月日 西暦(西暦記入用)	扶養の年 月 日	扶	
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号					扶養主の姓氏				
市区町村長	給与の支払者の住所(住居)		あなたの個人番号			あなたとの親類				
				(郵便番号 -)		配偶者の有無	有・無			
あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなたの自身が障害者、寡婦、ひとり親又は特別学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。										
区分等	(フリガナ)名	個人番号	個人番号 (西暦10桁記入用)	令和6年中の所得の見積額	非居住者である親族	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和6年中に異動した場合は、 扶養の場合は扶養の姓氏 扶養の生年月日 扶養の年 月 日)			
源泉控除A 対象配偶者 (331)			あなたの姓氏 生年月日	年次収支額 (年16,212円~111,112円)						
主たる給与から 控除を受けた B扶養親族 (16歳以上) (平21.1.1以後生)	1			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 30万円以上の支払					
	2			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 30万円以上の支払					
	3			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 30万円以上の支払					
	4			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 30万円以上の支払					
障害者、寡婦、 ひとり親又は 特別学生	□ 障害者 区分	個人番号 生年月日	扶養親族	□ 寡 婦 ひとり親 特別学生	障害者に係る扶養親族の扶養の状況に応じて、扶養の場合は扶養の姓氏を記入してください。 (B) 1 通常扶養料扶養親族とは、扶養料を支給する場合の扶養料額が900円以下の人に該当します。1ヶ月間に1回以上の扶養料を支給する人及び扶養料を支給する場合の扶養料額が900円以下の人はいません。 2 ひとり親扶養親は、扶養料を支給する人(扶養の場合は扶養の姓氏を記入)として、扶養の場合は扶養の姓氏を記入してください。 3 特別扶養親は、扶養料を支給する人(扶養の場合は扶養の姓氏を記入)として、扶養の場合は扶養の姓氏を記入してください。	扶養月日及び事由				
D 他の所得者が 扶養を受ける 扶養親族等	氏名	あなたの姓氏 生年月日	住所又は居所	扶養を受ける他の所得者 氏名 あなたの姓氏 生年月日	扶養月日及び事由					
○扶養権に関する事項(この欄は、地方税法第45条の6の2及び第47条の9の2にに基づき、給与の支拂者を提出して市町村長に提出する扶養親族等申告書の記載欄を踏んでいます。)										
16歳未満の 扶養親族 (平21.1.1以後生)	(フリガナ)名	個人番号	あなたの姓氏 生年月日	住所又は居所	扶養対象者扶養親族全額もしくは半額もしくは 扶養の見積額(△)	扶養月日及び事由				
配偶者扶養権を有する 配偶者・扶養親族	(フリガナ)名	個人番号	あなたの姓氏 生年月日	住所又は居所	配偶者扶養権を有する 配偶者・扶養親族の扶養の見積額(△)	扶養月日及び事由				

- 配偶者は同居が条件
 - 扶養親族は国内居住が条件

通常の給与計算では、
16歳未満の扶養親族は
カウントしないが、
定額減税ではカウント
される